



裁判所からの「支払督促」。 身に覚えがないからと 放置したらどうなる？

いずみパートナーズ法律事務所 弁護士 上岡 亮

ある日、Aさんは、裁判所から届いた郵便物を受け取りました。封の中には、「支払督促」と書いてあり、X社がAさんに対して貸し付けた100万円を支払えとの記載がありました。Aさんは、X社から借金をしたことがなく、何かの間違いであると思い、その後も裁判所から郵便物が届いていましたが、そのままにしておいたところ、口座が差し押さえられてしまいました。借入をしたことがない会社から口座を差し押さえられることなどあるのでしょうか。

◆ 解説

支払督促とは、貸金等が支払われない場合、申立人の申立のみに基づいて、裁判所が、申立の相手方に支払を命じる手続です。支払督促は、証拠を提出する必要がなく、裁判所は、申立書に記載された内容だけを審査して、相手方の言い分を聞かずに金銭の支払いを命じる支払督促を発することになります。相手方が、支払督促に対して異議を申し立てなかった場合、裁判所は、申立人の申立により、支払督促に仮執行宣言を付さなければならず、強制執行が可能となります。

したがって、支払督促に記載されている内容が虚偽であったとしても、異議を申し立てなかった場合、強制執行されるおそれがあるということです。

Aさんも、支払督促の書類をそのままにしてしまったため、口座を差し押さえられてしまいました。

裁判所の手続を悪用した架空請求には、支払督促の他に少額訴訟を利用する場合もあるようです。

いずれの手続においても、裁判所から郵便物が送付されますが、身に覚えがないとしてそのまま放置してしまうと、架空の請求であっても、強制執行を受けるようなことになってしまうおそれがあります。

裁判所からの郵便物を放置した場合はありませんが、支払督促を悪用した事例として、被告人が共犯者

と共謀して、叔父に対して内容虚偽の支払督促を申し立てた上、支払督促を届けに来た郵便局員に対して、自ら叔父の氏名を名乗り出て叔父本人であるかのように装って支払督促を受領して、不正に財産を使い込みしようとした事件がありました（最高裁平成16年11月30日判決）。

裁判所から送られた郵便物については、必ず内容を確認するようにしましょう。

不審な点があれば、裁判所に問合せをすべきですが、裁判所からの郵便物と偽って送付された郵便物もありますので、記載されている電話番号が裁判所の番号かどうかを確認してから連絡するようにしましょう。

架空請求には、裁判所の手続を悪用したもの以外にも、電子メールやSNSを利用したもの、請求ハガキを郵送したもの等もあり、発送先として法務省や検察庁等の公的機関を騙るものもあり、そこに記載されている連絡先に連絡をしないと、訴訟や差し押さえをする等と書かれていることもあります。

このような請求を受けると、自分が関係したかもしれないと慌ててしまい、記載されている電話番号に電話して悪徳業者とのやりとりの中で、不安を煽られて金銭を支払ってしまったたり、新たな個人情報を知られてしまったたりしてしまふことがありますので、このような場合には、連絡をすべきではありません。

利用した記憶のない請求を受け、架空請求が否か判断がつかない場合や不安を持った場合には、決して放置せず、まずは落ち着いて、安易に相手方へ連絡するようなことはせずに、消費生活センターや警察等の公的機関や専門家に相談するとよいでしょう。また、郵送された書類や電子メール等は、手元にあると、相談がスムーズに進むことがありますので、保管しておくとういでしょう。